



赤い羽根共同募金

運動がはじまります。

- 赤い羽根共同募金(10月1日~3月31日)
- 歳末たすけあい募金(12月1日~12月31日)



今年も赤い羽根共同募金の季節になりました。
毎年赤い羽根共同募金運動にたくさんのご協力をいただき、
ありがとうございます。

赤い羽根共同募金は、地域の高齢者や障害のある人、子どもたちなどに対する様々な地域福祉活動を支える「自分の町をよくするしくみ。」です。

共同募金は、ご寄付いただいた市町村で行われる福祉活動に主に役立てられるほか、市町村の中で解決できない課題などについては、その一部が都道府県内の活動に活かされます。

また、募金の3%は災害時のボランティア活動のための準備金として積み立てられており、もしも大玉村で大きな災害があったときには、全国から応援が届く仕組みです。

村内では、地域ふれあいサロン活動や大玉かあちゃん弁当、老人クラブや大玉っ子見守り隊の活動にも募金が役立てられています。

自分の町を良くするために、困っている人たちを支えるために、今年もまた赤い羽根共同募金活動に、地域のみなさんのご協力をいただけましたら幸いです。



大玉かあちゃん弁当の会への助成



大玉っ子見守り隊への助成

「赤い羽根」募金箱を設置します。
多くの方々に「赤い羽根」の運動をしていただくため、公共施設のご協力のもと募金箱を設置します。運動の趣旨である「大玉村を良くするために」



に少しでも多くの方に共感いただけたら幸いです。また、新たに募金箱設置にご協力いただける店舗や企業等がありましたら、事務局までご連絡ください。

※クリアタイプもあります。

問合せ先：大玉村共同募金会

(福祉センターさくら内、大玉村社会福祉協議会)

Tel.68-2100

●税制上の優遇措置があります 個人寄附の場合

寄附金が2千円を超える場合、所得税の寄付金控除及び住民税の寄付金税額控除の対象となります。

所得税における控除では、所得税か税額控除のどちらかを選択することができます。

法人寄附の場合

株式会社などの法人の場合は寄付される金額について「全額損金」扱いとなります。

スマホからも募金できます。

